

平成26年度 議案第2号

都 - 719 - 2
平成26年 8月 1日

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田都市計画道路の変更について

(3・4・11号新屋土崎線)

秋田県知事 佐竹 敬久



秋田都市計画道路の変更について (諮問)

都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり審議会に付議します。

3・4・11号新屋土崎線

平成26年8月29日審議

秋田県都市計画審議会会長

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）

都市計画道路中 3・4・11 号新屋土崎線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・11	新屋土崎線	秋田市浜田字陳ヶ原	秋田市土崎港南一丁目	秋田市茨島一丁目	約 13,980 m	地表式	4車線	20 m	幹線街路下浜八橋線と立体交差、幹線街路と平面交差 17箇所		
	車線の内訳		2車線			約 5,230 m						
	車線の内訳		4車線			約 8,100 m						
	車線の内訳		6車線			約 650 m						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・4・11 号新屋土崎線の一部区間について、円滑で安全な交通を確保することを目的に、都市計画道路区域を変更する。

変更理由書

3・4・11 号新屋土崎線は、市西部、北部の地域中心と都心・中心市街地間をつなぐ骨格となる路線であり、第6次秋田市総合都市計画においては、3環状道路網を相互に連絡する道路として位置付けられている。昭和29年にほぼ現在と同様の線形で都市計画決定され、その後、一部区間の線形、幅員等の変更を経て現在の計画となっている。

今回変更する区間は、現在4車線で都市計画決定されているものの、未整備区間は3車線となっており、前後の区間が4車線で整備されているためボトルネック区間となっている。このため、慢性的な交通渋滞が発生しているほか、一部歩道が狭小である等、多くの課題を抱えている。加えて、現在の計画は交差点部において右折車線を考慮しておらず、現計画のまま整備した場合、中央寄りの車線に右折車が滞留することになり、交通の流れの阻害や事故の危険性の増加が懸念される。

そのため、当該区間の円滑で安全な交通を確保することを目的に、主要な交差点部に右折車線を設置する計画に変更するため、都市計画道路区域を変更するものである。

変更対照表（秋田県決定）

(変更前)

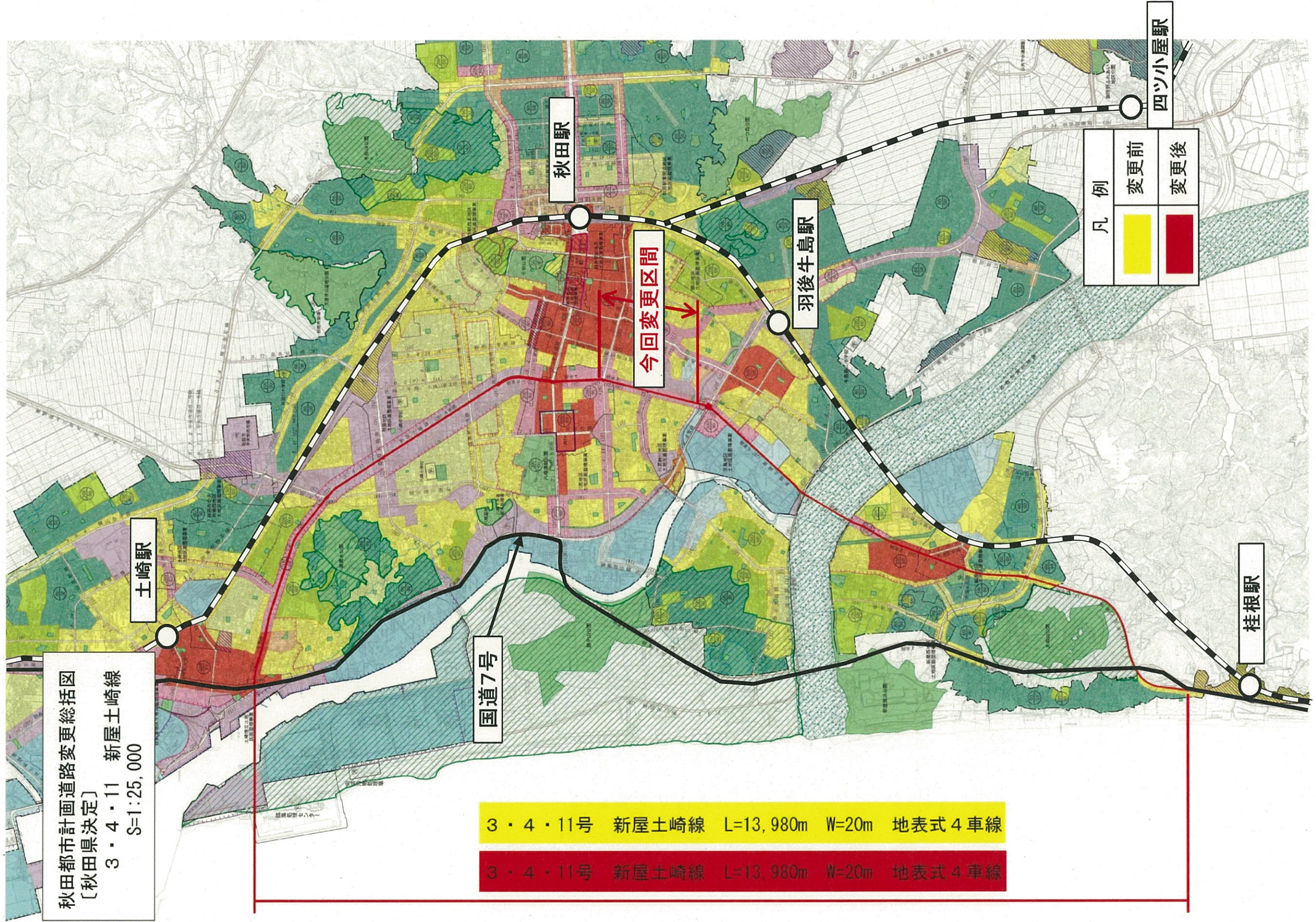
種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・11	新屋土崎線	秋田市浜田字陳ヶ原	秋田市土崎港南一丁目	秋田市茨島一丁目	約 13,980 m	地表式	4車線	20 m	幹線街路下浜八橋線と立体交差、幹線街路と平面交差 12箇所		
	車線の内訳		2車線			約 5,230 m						
	車線の内訳		4車線			約 8,100 m						
	車線の内訳		6車線			約 650 m						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

(変更後)

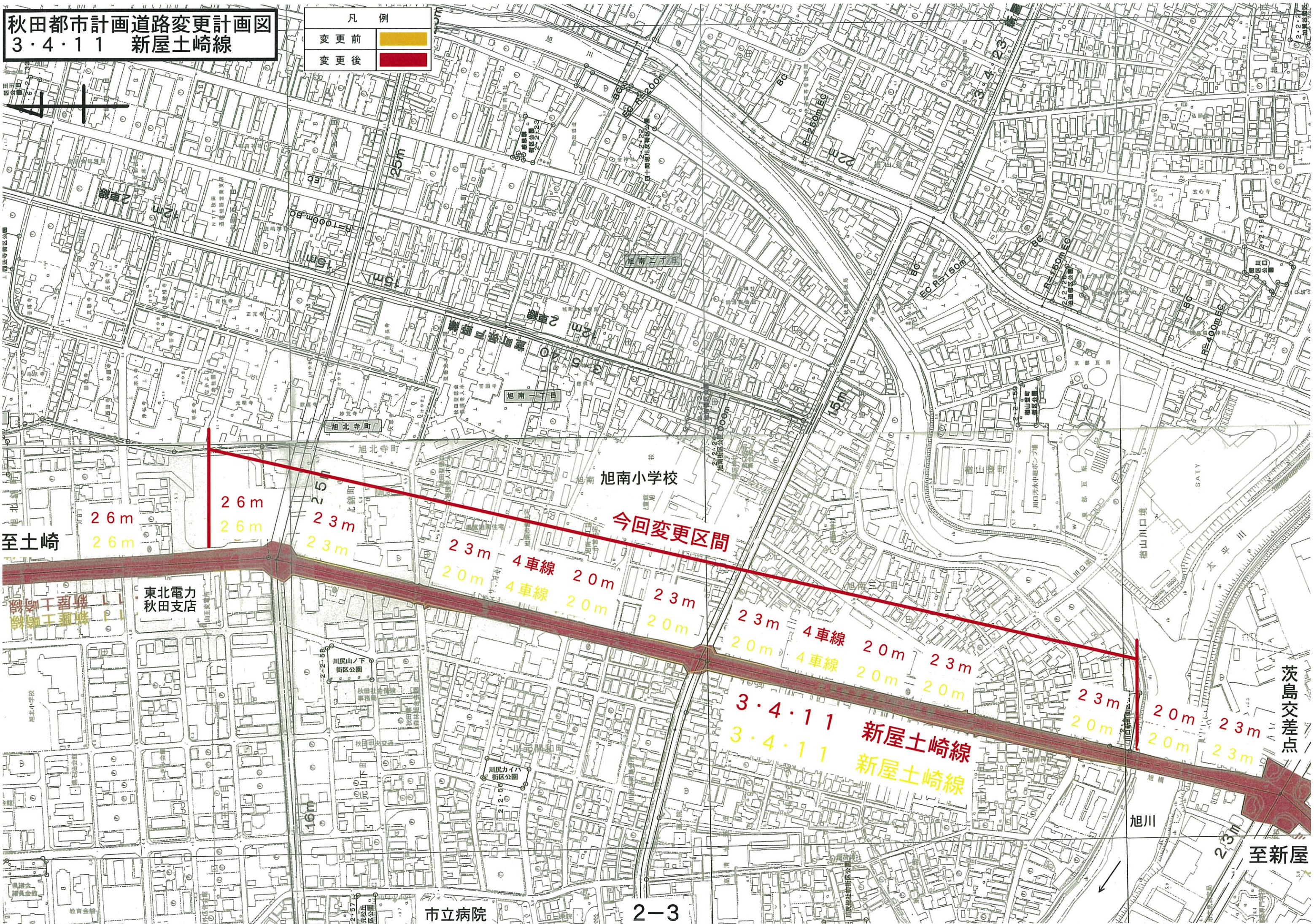
種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・11	新屋土崎線	秋田市浜田字陳ヶ原	秋田市土崎港南一丁目	秋田市茨島一丁目	約 13,980 m	地表式	4車線	20 m	幹線街路下浜八橋線と立体交差、幹線街路と平面交差 17箇所		
	車線の内訳		2車線			約 5,230 m						
	車線の内訳		4車線			約 8,100 m						
	車線の内訳		6車線			約 650 m						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」



秋田都市計画道路変更計画図
3・4・11 新屋土崎線

凡 例	
変更前	
変更後	



至土崎

今回変更区間

3・4・11 新屋土崎線

3・4・11 新屋土崎線

茨島交差点

至新屋

市立病院

2-3

旭川

26m
26m

26m
26m

23m
23m

23m 4車線
20m 4車線

20m
23m
20m

23m 4車線
20m 4車線

20m
23m
20m

23m
20m
20m
23m
20m
23m

23m